

平成27年度 第4回 吉田町総合教育会議

日 時 平成28年2月19日(金)

10:00～11:30

場 所 役場 2階 町民ホール

次 第

1 開会

(1) 町長あいさつ

(2) 教育委員長あいさつ

2 議事

(1) 吉田町教育大綱の策定について

ア 吉田町教育大綱(素案)に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

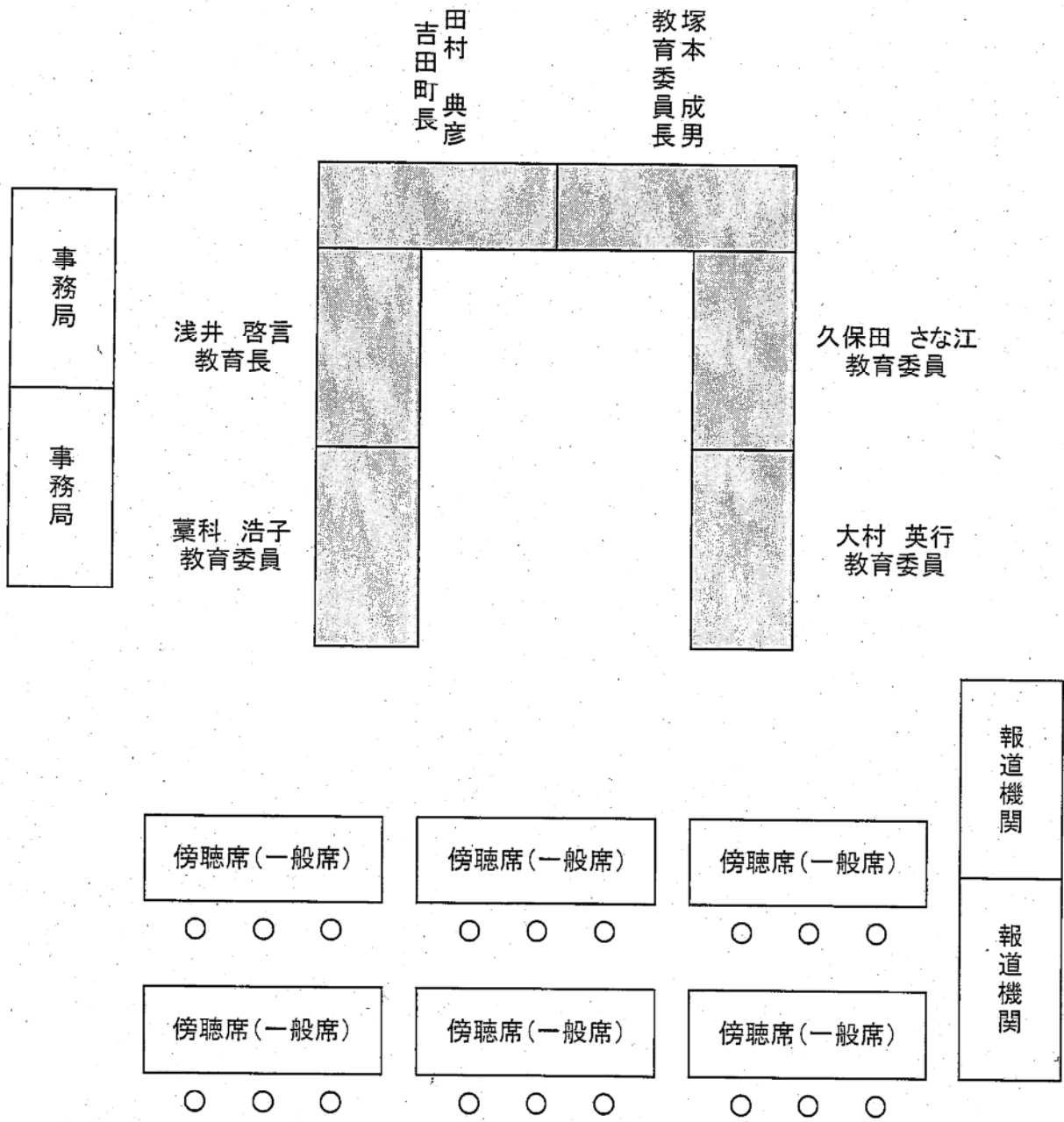
イ 吉田町教育大綱(案)について

3 閉会

【別添資料】 吉田町教育大綱(案)

平成27年度 第4回 吉田町総合教育会議 座席表

日時 平成28年2月19日(金)10:00~11:30
 場所 役場 2階 町民ホール



「吉田町教育大綱（素案）」に対するパブリックコメント 手続きの実施結果について（報告）

1 パブリックコメント手続きの目的

「吉田町教育大綱（素案）」を公表し広く町民から意見を求め、大綱策定の参考とする。また意見募集や、提出された意見に対して町の考え方を公表することにより、策定経過における町民参加の機会を確保する。

2 閲覧及び募集期間

平成28年2月3日（水）～平成28年2月16日（火）14日間

3 対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 町内に事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 町税の納税義務者

4 閲覧及び意見書の配布場所

- (1) 町ホームページ
- (2) 吉田町役場 5階 教育委員会事務局
- (3) 吉田町役場 1階 吉田町情報コーナー

5 意見募集結果

- (1) 意見提出者 3人
- (2) 意見数 11件（意見の内容は別紙のとおり）

No.	ページ	意見（原文どおり）	対応
1	2ページ	第1章 総論 大綱の趣旨 「地域の実情に応じて教育、 <u>学術</u> 及び文化」記されているが、学術は「芸術」とも表現していいのではありませんか。審議の過程はどうだったのか。	学術の中に芸術も含まれます。審議の中では、特に異論は出ませんでした。
2	4ページ	「教育目標」は崇高で共感します。しかし、「教育目標」、「基本方針」、「施策の方向性」の関係に納得感がありません。「教育目標」を達成するために、「町民」がどのような意識を持ち、どのような行動を取るような教育を進めたいのか、そのためにどのような環境を整えればいいのか、それに対して「町民」は、「学校」は、「地域」は、「町」は何をすべきかなどを、「基本方針」や「施策の方向性」に落とししていくのが自然な姿だと思います。 教育目標と基本方針の関係や基本方針と施策の方向性（重点施策）の関係を多くの町民が町の考え方を納得感を持って理解できるように分かりやすく説明して欲しいと思います。	大綱は、町民憲章の考えを取り入れ、町づくりを担うことのできる人づくりを目指しています。 御指摘のような町民・学校・地域・町が何をなすべきかについては、それぞれが学びあい高めあう教育の中で共有されていきます。 大綱は、必要に応じて周知をしていきます。
3	4ページ	第2章 教育目標 教育基本法第2条（教育の目標）の内容が、第3章の基本方針と整合しているのので、教育目標は同法第1条（教育の目的）に当たると思うが、文言中に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」の主旨を記すべきではないか。	教育基本法第1条の主旨は参酌しており、当町の教育目標も人格形成につながることを述べていますので、表記は原案のままとします。
4	4ページ	『私たちは、町民憲章に掲げる「美しい～活力ある町づくり」の実現をめざしています』については、p4ページで書かれている本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置付けられものと、そして整合性を図るとされている。よってこの部分は、平成元年に制定した町民憲章よりも、現在の吉田町ビジョンである、『私たちは、第5次総合計画基本構想で謳われている将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現をめざしています。』に変えた方がすっきりすると考えます。	町は、教育目標を達成するため、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現をめざしますとしましたので、表記は原案のままとします。
5	4ページ	この町の全ての人々が生涯にわたり学びあい高めあう教育は、の後に以下挿入する『町民憲章で掲げられている「美しい駿河湾～明るく、活力ある町づくり」』で培ってきたものであり、かつて先人たち～と続くようにしてはどうかと考えます。過去からの伝統と流れ	大綱は、町民憲章の考えを取り入れ、町づくりを担うことのできる人づくりを目指しています。町は、こ

		を重んじ、新しい吉田町を築くため。	の大綱に基づき教育諸施策を推進していきますので、表記は原案のままとします。
6	5 ページ	<p>1 基本方針の1番目、「主体的に学び社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。」のキーワードは「主体的」だと思います。基本方針の説明文に「自らの力で乗り越え、切り拓くために知識と教養の習得を推進します」とありますので、目指す姿は「主体的に社会を生き抜いていける」だと思います。主体的に学ぶことも重要ですが、あえて「主体的に社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。」とすることで趣旨が明確になるのではないのでしょうか。基本方針に多くの思いを入れ込むと意図が不鮮明になると思います。他の基本方針も同様。</p> <p>2 上記の基本方針の重点施策が4項目挙げられていますが、基本方針との関係が極めて希薄です。「主体的に学び」にしても「主体的に社会を生き抜いていける」にしても「つながりのある教育」、「確かな学力の定着」、「きめ細やかな教育」および「多様なニーズに応じた生涯学習」で「主体性」をどのように培うのでしょうか。「主体性」を養成する施策を明記することで基本方針が活かされ、説得力が出ると思います。</p>	<p>1 主体的に学ぶことが重要であると捉えていますので、「主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。」に修正します。</p> <p>2 大綱では具体的施策まで明記しないことから、個別施策の中で検討してまいります。</p>
7	5 ページ	<p>基本方針の2番目、「思いやりをもち、あたたかい心かよう人々が相互に助け合い喜びをもって学び合う環境をつくります。」は理解しにくいと思います。</p> <p>基本方針の説明文には「すべての人々にとって、学びやすく、活動しやすい空間が創出できるよう快適な教育環境をつくります。」と書かれています。このことからするとすべての人々が「思いやりをもち、あたたかい心かよう」ように教育を進めることが第一目的と理解します。</p> <p>しかし、続く文章は町が「人々が相互に助け合う」ように教育を進めるなり、環境を整えるなりするとともに、町が「喜びをもって学びあう環境」をつくるということでしょうか。</p> <p>この基本方針の目指す姿は、上記第一目的か、喜びをもって学び合う環境整備か、それとも相互助け合いの教育でしょうか。</p> <p>また、喜びをもって学び合う環境とはどのような教育環境なのでしょう。</p>	<p>教育環境は、町だけでなく、町民が相互に助け合いながら自ら学び合いの空間をつくることも想定しています。</p> <p>喜びをもって学び合う環境とは、快適な学びの場の創出を指します。</p>
8	5 ページ	基本方針の3番目、「目標に向かって挑戦し続ける心	基本方針に沿って

		<p>と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。」は教育大綱としての目指す姿が不鮮明です。文章をそのまま読むと、「町民は目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、町はまちぐるみの健康の増進を推進します。」と行うことでしょうか。二つの文章のつながりが不明です。</p> <p>健康増進全般は総合計画に任せて、教育大綱の基本方針としては、「目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛える教育を推進します。」とすると趣旨が明確になると思います。</p>	<p>進める重点施策分野は「スポーツ・レクリエーション」であり、総合計画と整合を図っています。</p> <p>健康の増進は、町民も主体的に取り組むことが必要ですので、表記は原案のままとします。</p>
9	6 ページ	<p>第4章 「主体的・・・」重点施策3 「一人ひとりの個性と発達段階に・・・」の表現を「一人ひとりの個性を花開かせるため発達段階に・・・」に改めた方がわかりやすいのではないかと。</p>	<p>「個性」と「発達段階」それぞれにきめ細やかな教育が必要と考えますので、表記は原案のままとします。</p>
10	6 ページ	<p>第4章 「主体的に・・・」重点施策4 「自己実現」の表現は吉田町総合計画基本構想第2編3基本構想第5章にも記されているが、表現があいまいと考える。「豊かな自己の能力や個性の実現」と表現した方がわかりやすいのではないかと。</p>	<p>「自己実現」の表現は一般的ですので、表記は原案のままとします。</p>
11	6 ページ	<p>第4章 「思いやりを・・・」重点施策に以下を追加してほしい。</p> <p>「○ 重点施策 地域社会のきずなを強め防災学習や福祉の心を育みます。」</p>	<p>御指摘の施策は、個別施策の中で検討してまいります。</p>

教育目標

生涯にわたり 学びあい
高めあふ 人づくり

基本方針

主体的に学び、社会を生き抜いていける
幅広い知識と教養の習得を推進します。

思いやりをもち、あたたかい心のかよう
人々が相互に助け合い喜びをもって学び
あう環境をつくります。

目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛
え、まちぐるみで健康の増進を推進しま
す。

郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承
するとともに、町民の文化活動を振興し
ます。

施策の方向性

- 重点施策 切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を推進していきます。
- 重点施策 将来を担う子供たちへの「確かな学力の定着」を推進していきます。
- 重点施策 一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきます。
- 重点施策 自己実現が図られるよう多様なニーズに応じた生涯学習活動を推進していきます。

- 重点施策 快適な学びの場の充実により安心して教育が受けられる環境整備を推進していきます。
- 重点施策 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指した地域教育を推進していきます。
- 重点施策 相手の立場に立って考え行動できるたくましく青少年の育成を推進していきます。

- 重点施策 いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきます。
- 重点施策 スポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成・連携を推進していきます。

- 重点施策 地域の歴史・伝統や優れた芸術文化にふれ親しむ機会の充実を推進していきます。
- 重点施策 町の魅力を高める文化活動を推進していきます。

吉田町教育大綱(案)

平成28年2月

静岡県吉田町

目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 総 論	2
○ 第2章 教育目標	4
○ 第3章 基本方針	5
○ 第4章 施策の方向性	6

【別紙】 吉田町教育大綱 体系図

はじめに

近年、教育を取り巻く環境は、少子化の進行による人口減少、グローバル化の進展、知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」が本格的に到来するなど大きく変化しております。また、それらを背景とした人間関係や地域における連帯意識の希薄化は、家庭や地域における教育力の低下の要因と指摘されています。一方、学校教育においても学力の向上が重要課題とされているほか、いじめや不登校など様々な課題を抱えている状況にあります。

こうした中で、これからの教育は、子どもから高齢者までの人々の成長を見据えながら、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体でそれぞれの教育力の向上を図ることが求められています。

このたび、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針「吉田町教育大綱」を定めました。

この大綱は、生涯にわたり学びあい高めあう人づくりが行われることで、町づくりや自己実現に寄与することができ、時代の要請に応えられるものであると確信しています。

今日の教育行政においては、福祉や子育て、地域振興などの一般行政と緊密な連携が必要とされ、様々な教育政策を実現していく上でも首長と教育委員会の相互の連携が不可欠となっています。

この大綱に基づき、教育委員会と政策の方向性を共有し、魅力ある教育施策の推進に取り組んでまいります。

平成28年2月

吉田町長 田村典彦

第1章 総論

○ 大綱の趣旨

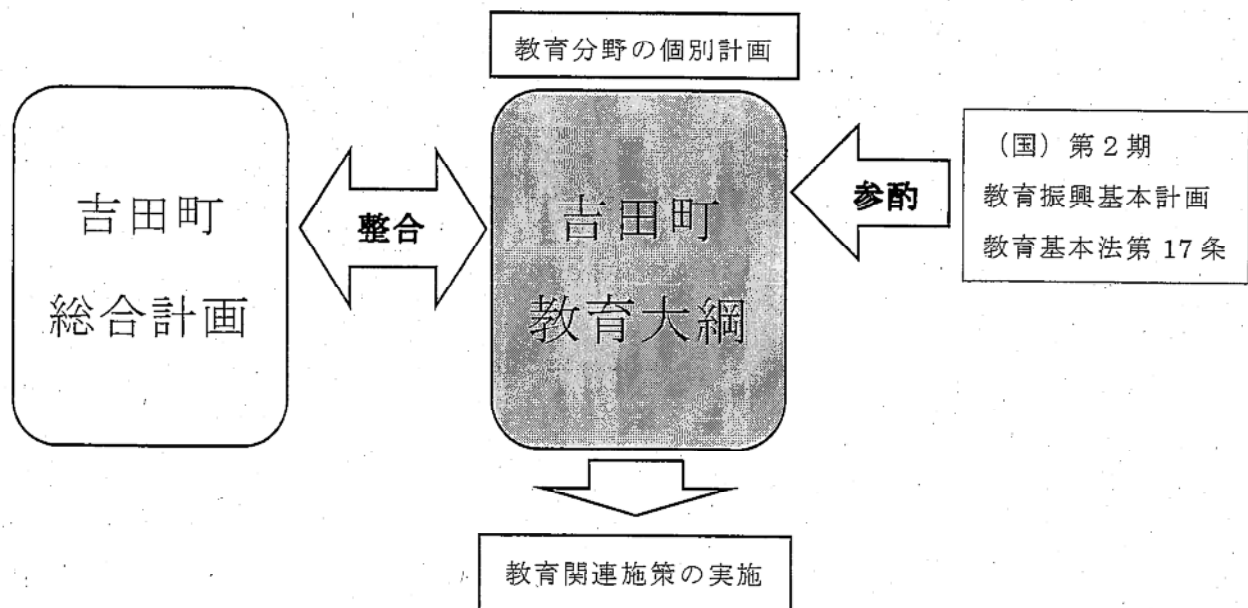
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。



○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第5次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくことにします。

○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」、「基本方針」、「施策の方向性」で構成されています。

「教育目標」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「基本方針」は、教育政策の方針を掲げ、「施策の方向性」は、重点的に取り組む施策を掲げています。

第2章 教育目標

生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

私たちは、町民憲章に掲げる「美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり」の実現をめざしています。この実現に向かって、私たちは「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を進めます。

この町のすべての人々が生涯にわたり学びあい高めあう教育は、かつて先人たちが大井川の洪水との闘いの中で多くを学び、新たな開拓を進めてきたことに例えられるように、あらゆる場面での活力の「源」となり、やがて人生を切り拓くための「礎」となるものです。そして、そこでは郷土を愛する心とともに、学び（教育）のふるさとに感謝する心を持ち、これからの時代を生き抜く自信と誇りに満ちた人格が形成されていきます。

吉田町は、この教育目標を達成するため、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次吉田町総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現をめざします。

第3章 基本方針

教育目標の達成に向けて、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

- 主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

目まぐるしく変化する時代の中にあって、たくましく社会を生き抜いていくには、豊富な知識を備えていることが必要です。困難な壁に行く手を遮られたとしても、また、いきいきと暮らしていく上でも、自らの力で乗り越え、切り拓くための知識と教養の習得を推進していきます。

- 思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。

豊かな心が育まれるには、暮らしの様々な場面の中での人々のふれあいや経験が必要です。すべての人々にとって、学びやすく、活動しやすい空間が創出できるよう快適な教育環境をつくっていきます。

- 目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

前向きで常に向上心をもつことができるようにするには、心身ともに健康であることが必要です。たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むため、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着するよう推進していきます。

- 郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

郷土に愛着と誇りを持ち続けていくには、地域の歴史や伝統文化を学び、良いところを発見していくことが必要です。町の魅力をさらに高め、そして創意工夫により地域の文化が創造できるよう、町民の文化活動を振興していきます。

第4章 施策の方向性

基本方針に沿って、重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

- 重点施策 切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を推進していきます。
- 重点施策 将来を担う子供たちへの「確かな学力」*の定着を推進していきます。
- 重点施策 一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきます。
- 重点施策 自己実現が図られるよう多様なニーズに応じた生涯学習活動を推進していきます。

※ 「確かな学力」とは、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力等までも含めた学力のこと（文部科学省公表の定義）

思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。

- 重点施策 快適な学びの場の充実により安心して教育が受けられる環境整備を推進していきます。
- 重点施策 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指した地域教育を推進していきます。
- 重点施策 相手の立場に立って考え行動できるたくましい青少年の育成を推進していきます。

目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

- 重点施策 いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきます。
- 重点施策 スポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成・連携を推進していきます。

郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

- 重点施策 地域の歴史・伝統や優れた芸術文化にふれ親しむ機会の充実を推進していきます。
- 重点施策 町の魅力を高める文化活動を推進していきます。

吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

平成元年 8 月 14 日制定